

# 千葉県農業農村整備事業の工事における現場環境改善費の積算要領

## 1 目的

本要領は、千葉県農林水産部耕地課が発注する公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

## 2 対象となる現場環境改善費 別表のとおり。

## 3 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事(電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く)、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。

## 4 積算方法

### (1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。また、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

## (2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率(単位：％、小数第3位四捨五入2位止め)

P<sub>i</sub>：対象額(直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額)

α：積上げ計上分(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

| 対象額：P <sub>i</sub>                          |           | 現場環境改善費率：i(%)                   |
|---------------------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 直接工事費<br>(処分費等を除く)<br>＋<br>支給品費<br>＋<br>官貸額 | 5億円以下の場合  | $i = 392.8 \cdot P_i^{-0.3520}$ |
|                                             | 5億円を超える場合 | 0.34                            |

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上項目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。ただし、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分(α)に計上されるものは、4(1)イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4(1)ウの「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各項目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

## 5 設計変更について

ア 率に計上されるものについては、対象金額(P<sub>i</sub>)の変動に伴い現場環境改善費率(i)は変更される。

イ 実施内容の実績数が合計4内容に満たない場合は現場環境改善費の率に計上されるもの全額を設計変更にて減額する。

ウ 条件明示(積上げ計上分)がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

エ 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

## 6 特別仕様書等への記載について

現場環境改善費の対象工事は、別紙特別仕様書記載例を参考に設計図書へ明示する。

## 附則

この要領は、令和8年10月15日から適用する。

【別表】

| 計上項目  | 実施する内容(率計上分)                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | 昇降設備の充実<br>環境負荷の低減<br>I C T設備の充実<br>作業負荷の低減                                                                               |
| 営繕関係  | 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)<br>労働者宿舍の快適化<br>現場休憩所の快適化(交通誘導警備員待機室を含む)<br>衛生設備・厚生施設の充実等                                         |
| 安全関係  | 工事標識・照明等安全施設の充実<br>盗難防止対策<br>健康関連施設の充実<br>野生生物・害虫対策等                                                                      |
| 地域連携  | 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等)<br>見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む)<br>社会貢献・地域対策費等(農家との調整、地域行事等の経費含む)<br>現場景観向上(美装化・デザイン看板等) |

別紙（特別仕様書記載例）

第〇章 その他

○ 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況及び工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。なお、実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

| 計上項目  | 実施する内容(率計上分)                                                                                                                 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | ①昇降設備の充実<br>②環境負荷の低減<br>③ I C T設備の充実<br>④作業負荷の低減                                                                             |
| 営繕関係  | ①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)<br>②労働宿舍の快適化<br>③現場休憩所の快適化(交通誘導警備員待機室を含む)<br>④衛生設備・厚生施設の充実等                                         |
| 安全関係  | ①工事標識・照明等安全施設の充実<br>②盗難防止対策<br>③健康関連施設の充実<br>④野生生物・害虫対策等                                                                     |
| 地域連携  | ①広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)<br>②見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む)<br>③社会貢献・地域対策費等(農家との調整、地域行事等の経費含む)<br>④現場景観向上(美装化・デザイン看板等) |

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。
- (5) 現場環境改善費に計上した内容に関する工事成績評定の加点は行わないものとする。なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評定の加点対象とする。